

かわら版

32号

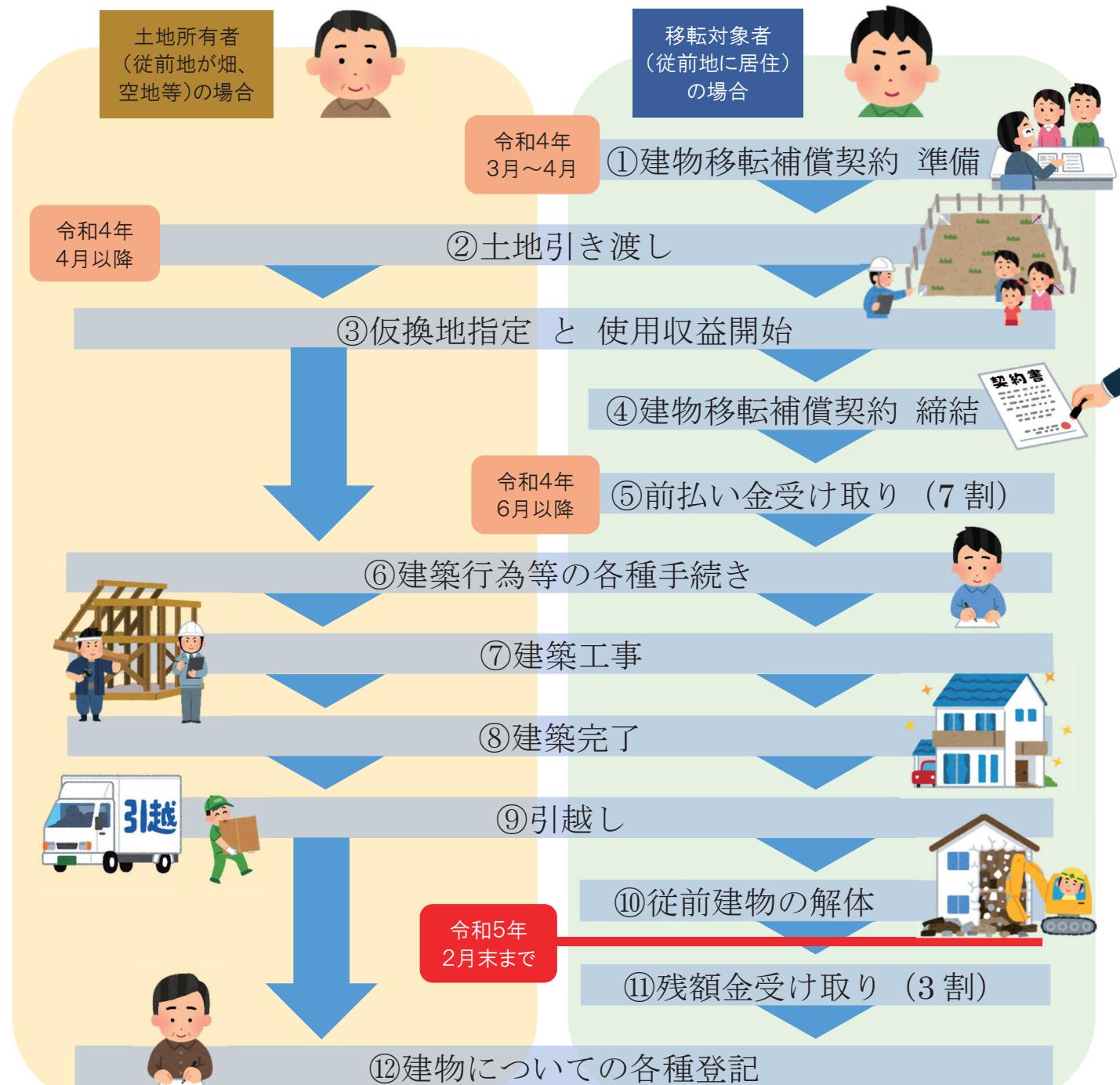
2022年
令和4年
2月発行
あきる野市区画整理推進室
190-0142
あきる野市伊奈652番3
電話042-518-2922

お知らせ

令和4年度使用収益開始対象者 住宅を建てるまでの流れ

令和4年度は、多くの方が使用収益を開始します。そこで本稿では、改めて住宅の建築までの流れをおさらいいたします。

*原則こちらの流れになりますが、工事の進捗状況等により、順番が一部入れ替わる可能性があります。



①建物移転補償契約 準備：建物移転が予定されている方を対象に、担当の者から個別に建物移転補償契約に向けてのお話をさせていただきます。

②土地引き渡し：令和4年4月以降に現地にお越しいただき、お引き渡しする土地の状況（土地の辺長・杭の位置・インフラの位置など）をご確認いただきます。

詳しくはお手元の『使用収益開始ガイドブック』4ページの「（1）土地の引き渡しについて」をご覧ください。

③仮換地指定と 使用収益開始：仮換地指定通知もしくは使用収益開始通知があきる野市から届きます。

④建物移転補償契約 締結：あきる野市と権利者との間で、建物移転補償契約を締結します。本契約が締結され次第、あきる野市から前払い金（補償金の7割）が権利者の方に支払われます。残額金（補償金の3割）は、従前建物の解体後に支払われます。

⑥建築行為等の各種手続き：換地先で建築をする際には、各種手続きが必要になります。詳しくはガイドブック9ページ～12ページ「第3章 建築等の各種手続き」をご覧ください。

⑦建築工事：建築業者を選定し、契約を締結していただきます。契約の際には、下記の「建築業者及び解体業者との契約の際、注意して欲しいこと」の内容について、ご確認ください。

⑩従前建物の解体：引越しが完了次第、速やかに従前建物の解体を開始してください。**解体は翌年2月末までにお願いいたします。**

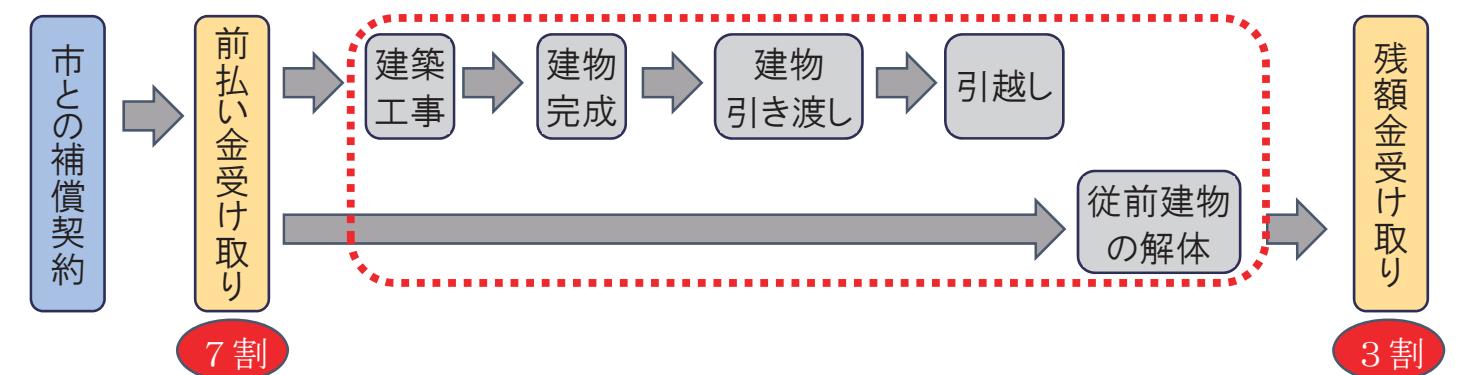
⑪残額金受け取り：従前建物の解体が完了し、確認審査が終わり次第、残額金（補償金の3割）があきる野市から権利者の方に支払われます。

⑫建物についての各種登記：「建物表題登記」「所有権保存登記」及び従前建物の「建物滅失登記」を行なってください。

お知らせ

建築業者及び解体業者との契約の際、注意して欲しいこと

本地区では、建物移転補償契約締結後に7割、従前の建物の解体後に残りの3割の補償金が支払われます。建築業者や解体業者への支払いに、残額金も使う予定をされている方は、「市から残額金を受け取るまで支払いを待つべきか」の確認をお願いいたします。



お願い

従前建物の解体は、建物移転補償契約を結んだ年の翌年2月末までに完了させて下さい。

解体工事が遅れてしまうと事業全体の工程の遅れにつながります。多くの地権者の方々が関わる大切な事業です。ご協力を宜しくお願ひいたします。

区画整理についてのご相談は
●あきる野市区画整理推進室
(引田相談事務所)
〒190-0142
あきる野市伊奈 652 番 3

(☎)042-518-2922

